

議長

農業委員現在数14名、出席13名、欠席1名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和5年度第10回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第14番 榎戸委員さん、第2番 野村委員さんを指名いたしますのでよろしく願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

諸報告をさせていただきます。前回の総会から本日までの行事日程について報告をいたします。11月29日農地流動化・利用集積計画の現地研究会に、加藤会長、他10名の委員さんにご出席をいただきました。八王子市、あきる野市、立川市の方を回らせていただきました。

11月30日令和5年度全国農業委員会会長代表者集会に、加藤会長に文京シビックホールにてご出席をいただきました。その後東京都選出の国会議員との意見交換会に引き続き加藤会長にご参加をいただき発表をしていただきました。

12月21日 青梅市と羽村市の生産緑地の現地研究会がありまして、加藤会長、他11名の方にご参加をいただきました。

12月20日 大勢待市長との面談・意見交換をさせていただきました。タブレット等の話と、今年度実施しました農協との共催事業の親子農業体験会で収穫されたお米を大勢待市長にお渡ししました。以上です。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5件を上程いたします。

それでは、整理番号1番について、森田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号3番 森田です。

整理番号1番について説明します。

12月15日家族立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

一団の田んぼになっていまして、自宅の前で毎年作付けをしています。

地番、地目畑、面積

ここは白菜、玉ネギ、ネギ、イモ、ニンジンなどが作付けしてあります。柿の木と梅の木が1本ずつあります。

地番、地目畑、面積

この地図ですと若干場所が違いまして、黒枠から北側の住宅のところまでが畑の位置になります。こちらには大根、イモ、ネギの野菜が植えてあり、梅の木が1本とブルーベリーが数本植えてあります。夏野菜の残りがありますが、今年は暑かったので遅くまで夏野菜が取れたということで残っている状況のようです。よろしくご審議をお願いします。

議長

説明は以上です。

本件につきまして御質疑ございますか。

次に整理番号2番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号5番 久保田です。

整理番号2番について説明します。

12月14日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

委員

特例適用農地

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

吉野街道の東側に面しています。ここには梅の木が21本、大部分を占めていまし
て、庭先の一部に大根、ニンジン、リーフレタスが栽培されていました。梅はまだ低
木ですが丁寧な剪定が済まされていまして、下草も刈りはらわれていまして問題はな
いと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

次に整理番号3番について、石川委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号11番 石川です。

整理番号3番について説明します。

12月20日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

この畑は自宅前で、ホウレン草、ノラボウ、ネギ、カブ、小松菜が栽培されてい
ました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この5区は一団の畑で自宅の西側にあるお茶畑です。刈り込みがしてあり、きれ
いに管理されていました。

地番、地目畑、面積

この畑は南北に長い畑で、北側には柿、ミカン、柚子と果樹が植えて

委員

あり、南側には麦、大根が作付けされていましたが、空いているところもありましたが、次回の作物のために緑肥が作付けされていましたが。7筆とも良好に管理されていることを確認しました。よろしくご審議をお願いします。

議長

次に整理番号4番について、天野委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員 天野です。

整理番号4番について説明します。

12月14日日本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

ここには、ヤツガシラ、サツマイモ、ノラボウ等を耕作してありました。

地番、地目畑、面積

ここには、小松菜、小麦、シイタケ、玉ネギ、ニンニク等を耕作してありました。

地番、地目畑、面積

ここには、ナス、ニンニク、ニラ、玉ネギ、ノラボウ、大根等を耕作してありました。

いずれも南斜面で自宅近くで、きれいに耕作されてきました。よろしくご審議をお願いします。

議長

次に整理番号5番について、宿谷委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員 宿谷です。

委員

整理番号5番について説明します。

12月20日 本人ご主人、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは、キャベツ、ネギ、大根、白菜、ノラボウ、エシャレット、赤玉ネギ等が植えてあり、畑としてきちんと管理されている事を確認しました。今後の農業を続けるか否かについてご主人に確認したところ、体力の続く限りやるという話でした。よろしくご審議をお願いします。

議長

説明は以上です。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」1件を御説明申し上げます。議案の3ページを御覧ください。

整理番号1番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

第2項第5号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第6号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、

地域調和が乱されることがないことが求められます。

本案件についても、原木栽培をする計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、12月14日に高山委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございますよろしくご審議お願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、高山委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号9番 高山です。

整理番号1番について説明します。

12月14日 本人立会いの下、現地調査を行いました。

ご本人は隣接地できのこ園を経営されており、青梅きのこ生産振興会の会長さんです。対象地ですが、現在借地でも使用されておりました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは梅林となっておりまして、地表部を利用してマイタケなどの収穫済みの櫓木が埋めてありました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

杉林となっておりまして、一部はシイタケの櫓木が伏せてありました。今後も同様に収穫していくとのことでした。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者 証明について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件を御説明いたします。議案の5ページを御覧ください。

整理番号1番

《相続人、被相続人、被相続人耕作面積、特例適用を読み上げ》

農地所有者であった被相続人の さんが令和4年5月11日に死亡されたため、相続人である が相続するにあたって、相続税の納税猶予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、12月15日に松永委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

議長

整理番号1番について、松永委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員 松永です。

整理番号1番について説明します。

12月19日 本人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは9月25日に生産緑地にかかる農業の主たる従事者について、ご審議をいただいたところと同じです。ここは施設園芸されていて7棟のハウスでサボテン、野菜苗は、キュウリ、ピーマン、ナス等、花卉の苗についてはビオラ、パンジー等を来春に向けて準備を始めるそうです。一部外には、玉ネギ、ノラボウが栽培されていました。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第4号「農業委員会による非農地証明について」1件を上程いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第4号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたします。
農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、山林の様相等を呈しているか、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状態の場合、非農地状態であることを農業委員会が証明するものでございます。

宅地以外の非農地証明については、原則農業委員会のみ判断で非農地の証明を行うことができます。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第4号 別紙1》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げる)

議案第4号別紙2は航空写真となっております。現況写真ですが当該地が山林であるため、現況写真の提出はございません。

申請地は、木が繁茂して山林の様相等を呈していること、当該地周辺が山林の様相を呈していて、日当たりが非常に悪いことから、青梅市農業委員会の内規にあります「ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当するとして、非農地証明に相当すると考えます。

なお現地調査は先月同様、山林の中で立ち入りが難しかったため、現地調査のほうは行っておりません。また、加藤会長には現地の状況について説明しております。

以上でございます、よろしくご審議お願いいたします。

議長

以上で事務局の説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第4号「農業委員会による非農地証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」4件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」御説明致します。議案の6ページを御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による農用地等貸付希望申出書の提出および、借受希望者より農用地等借受応募書の提出がありました。そのため、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積等促進計画の事前協議がございました。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、この促進計画については農業委員会の意見を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり促進計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号1番を御説明いたします。

整理番号1番 議案参照 読み上げ

事務局

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第5号別紙1を御覧ください。

こちらは新規の申し込みとなり、設定する権利は賃借権です。

契約期間は2024年2月1日から2027年1月31日までの3年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第5号 別紙2》の調書を御覧ください。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、清水さんは認定新規就農者であり、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である貸人、借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、12月12日に新井委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

事務局

次に整理番号2番

《議案参照。読み上げ》

こちら農用地利用集積等促進計画を作成いたしました。

《議案第5号別紙3》の農用地利用集積等促進計画を御覧ください。

それぞれ新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

どちらも契約期間は2024年2月1日から2034年1月31日までの10年間。

こちらについても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しまして、《議案第5号別紙4》の調書を御覧ください。御覧の通り、各要件と照合した結果、調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、こちら露地野菜を行う予定になっております。

現地調査につきましては、担当委員の町田さんが体調不良のため、事務局で行いまして、会長には事前に写真で説明を行い支障なしとの協議結果となっております。

なお、借人の さんは2月の担い手協議会で新規就農者として認定される見込みで、現在は瑞穂町の農場で研修中とのことでした。

貸し人の さんは実の祖母とのことでした。

次に整理番号3番。

《議案参照。読み上げ》

こちら農用地利用集積等促進計画を作成いたしました。

《議案第5号 別紙5》の農用地利用集積等促進計画を御覧ください。

新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は2024年2月1日から2027年1月31日までの3年間

こちらについても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件が満たされていることが求められます。

こちらに関しまして、《議案第5号 別紙6》の調書の通り要件を満たしていると考えます。

申請地においては、露地野菜の栽培を行う予定になっております。

現地調査につきましては、整理番号2番と同様に事務局が現地調査を行いまして、会長には事前に写真をご覧いただき、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

次に整理番号4番。

《議案参照。読み上げ》

こちらにも農用地利用集積等促進計画を作成いたしました。

《議案第4号 別紙7》の農用地利用集積等促進計画を御覧ください。

新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は2024年2月1日から2029年1月31日までの5年間

こちらについても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しましても、さきほどの《議案第5号 別紙6》の調書の通り要件を満たしていると考えます。

申請地においては、露地野菜の栽培を行う予定になっております。

現地調査につきましては、12月15日に影山委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、新井委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号8番 新井です。

整理番号1番について説明します。

高齢になりまして自分で耕作出来なくなり今回このような形になりました。畑は露地野菜できれいにしております。あとは事務局の説明の通りです。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号2, 3番についてですが、町田委員さんがお休みのため補足説明はございません。

整理番号4番について、影山委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員 影山です。

整理番号4番について説明します。

事務局の説明の通りですが、ハウスが使われていますが、半分以上が防草シートが貼られていて物置になっています。将来的には直さないといけないのではないかと思いました。

議長

さんは仕事でマルシェ等をされていて、その部分での品物を置く場所がないということであればいいのかなと思いますが。

質疑 久保田委員

議席番号5番 久保田です。

今の防草シートの件ですが、前回の会議でも果樹の場合はOKで一般の畑の場合、非常に難しいと思うのは、防草シートが一過性なのかという判断が必要になってくるのだと思います。それはどのようなところでチェックするかというと、農業委員さんが見てあまりにも長かったら一過性のものではないなという判断をするというプロセスが必要だと思います。防草シートのことが気になっていました。

議長

基本的には草を刈ること、持ち主がきれいにするということが基本ですが、手の届かないところがあるので、防草シートで済ませることがあると思うのですが、破れてそこから草が出ているとか、そのようなものはアドバイスしていかなければならないと思います。

事務局

皆さんも普段の農地パトロールをしているときや、なんとなく通り過ぎる時に気づく点とかもあると思いますので、今ご指摘があったような防草シートがあるけど大丈夫なのか、というところも活動記録カードに記載していただいて、そうすることによって農業委員さんが活動されているということにもなりますし、そういった気づいた点がこちらでフィードバックが出来ると思いますので、今後も何か気づいた点があれば活動記録カードに記入していただければと思います。

議長

他に御質疑ございますか。

質疑 天野委員

整理番号1番の面積ですが、使われているのが m^2 で他はどのようになっているのでしょうか。

事務局

山林のようになっていまして、 m^2 さんの息子さんが、お花をやるのに赤土を取る場所があつて、その通り道を除いた面積を計算して出しています。実際に使う面積がこれになります。

議長

他に御質疑ございますか。

質疑 石川委員

議席番号 1 1 番 石川です。

整理番号 2 番ですが、青梅市で認定農業者 2 月になる予定ですが、住んでいるのは埼玉ですがそのままですか。

事務局

青梅市に引っ越してくるとのことです。

質疑 加藤委員

議席番号 1 番 加藤です。

整地番号 1 番ですが、借りる人が練馬区ですが青梅まで通うということですか。

事務局

今のところ通われていまして、シティプロモーション課で空き家を探しているところだそうです。

議長

他に御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手 12 名により、可決されました。

よって、議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」4 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程 5 の報告事項に移らせていただきます。

はじめに「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」は、4 件で 1 ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、5件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、7件で3ページに記載されたとおりです。

次に、その他事務処理に関して、「耕作証明書について」は、1件で4から5ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後3時10分から開会いたします。